

国の出先機関原則廃止に関する検討のポイント(案)

1 国の出先機関を原則廃止する意義について

- 地方分権型の統治システムに転換する最重点ポイントは、国に集中する権限・予算を現場で執行する国の出先機関を廃止して、地方に事務移管すること
- これにより二重行政の解消や地方への権限移譲を実現し、より低コストで、より迅速・的確に住民ニーズに応え得る行政体制を構築

2 国の出先機関原則廃止に関する検討方針について

(1) 基本的考え方について

- ア 国出先機関の事務・権限等について必要性や実施主体を調査・分析
- イ その上で不要な事務・権限は廃止し、民間でできることは民間に開放等
- ウ 行政機関がなお実施すべきものは、国と地方の役割分担の明確化を図った上で「地方でできることは地方で」の考えで地方に事務・権限を移管

- * 県域をまたがる広域的な事業や大規模事業
→ 広域的な連携方法を提案し、原則として地方移管を受ける。
- * 許認可やそれに伴う指導・監督の事務、規制権限の行使等
→ 全国的な統一性の確保や情報の共有化について、自治体間の連携方策を提案
- * 専門的・技術的知識の確保等の課題
→ 国から地方への人材の移管を含め検討

エ 国の出先機関は原則廃止

- 都道府県単位の出先機関
→ 事務・権限を都道府県に移管して原則廃止
- ブロック単位の出先機関
→ 事務・権限を都道府県に移管した上で、必要に応じて国や都道府県が連携して実施すること等として原則廃止

オ なお国が直接執行する必要性が極めて高い事務・権限が残るものは、組織を整理・縮小・合理化

国が本来行うべき事務・権限を取り扱う組織の例

- ・入国管理局、税関、地方航空局(航空管制部門)、管区气象台等

カ 事務・権限の移管に伴い必要となる財源は一体移管

キ 事務・権限の移管に伴い必要となる人員移管は主体性の確保を前提に人事交流の円滑化等の新たな方策を含め検討

《留意事項》

- * 現行の都道府県・市町村制を前提
ただし、広域的な受け皿が必要な事務・事業に関しては、広域連合の活用等も含め、具体的な地方間連携策を提案
- * 第1次勧告の「都道府県から市町村への権限移譲」や第2・3次勧告の「義務付け・枠付けの見直し」についても考慮に入れて提案
- * 地方移管について両論併記等の提案は行わず

3 国の出先機関の事務・権限の調査・分析方法について

- 検討対象とする出先機関が所掌する全ての事務・権限について、「提案型事業仕分け」の手法で調査・分析する。
- 「提案型事業仕分け」とは、地方移管に仕分けする事務・権限について地方移管後の事務の実施方法を具体的に提案しながら仕分けを行う手法

4 検討対象とする出先機関及び事務・権限について

- 基本的には全ての国の出先機関を検討対象
- 当面は全国知事会等が検討対象に掲げた「8府省17機関」を対象
- 他に検討が必要な機関がないか確認しつつ必要に応じて対象に追加